

議 事 概 要

1 委員会運営について

(1) 申合せ事項等

〔資料1「委員会運営に関する申合せ事項等」参照〕

- ・5月19日の議会運営委員会において、今期の申合せ事項が決定されたので、その他規程等とあわせた順守に格段の協力を要請。

(2) 代表者会議の運営等

- ・定例会中における代表者会議は、これまで、委員会1日目の開会30分前、一般審査終了後及び知事質問終了後に開会。
- ・このうち、委員会1日目の開会30分前については、慣例的に開会せず、協議・調整が必要な場合に限り、開会してはどうかと考える。
- ・その理由は以下のとおり。
 - ・正副常任委員長会議の報告事項の委員会の審査日程や議案及び請願等については、本会議の資料として各議員が確認できること。
 - ・質問通告者及び質問順位については、事務局があらかじめ各会派の代表者に確認し、申合せ事項に基づき質問通告者一覧を作成していること。
 - ・各審査日の質問者数については、質問通告者数の概ね半数ずつとすることを代表者会議で協議の上決定していたが、本件のみ協議するために集まらず、持ち回り代表者会議で対応できること。
- ・委員会1日目の開会30分前の代表者会議は原則開会しないが、協議・調整が必要な事項があり、委員会開会までに協議・調整が必要な場合は、代表者全員が登庁後、代表者会議を開会。その際、10時の委員会開会を遅らせることがあることについても各会派了承。
- ・なお、一般審査終了後及び知事質問終了後の代表者会議については、協議・調整が必要となるので、従前どおり開会。

2 理事者の出席の取扱いについて

- ・委員会については、申合せ事項のとおり、絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えない。休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席することができる。
- ・委員協議会は説明聴取を主体とした会議であるため、これに応じた理事者が出席。
- ・本日の委員協議会は、委員会構成後初めての会議のため、理事者全員が出席し、紹介いただく。

3 本日の委員協議会について

〔資料2「環境産業労働常任委員協議会次第」参照〕

- ・このあと11時から委員協議会を開会し、所管事務事業の概要について説明を聴取。
- ・説明資料は、府議会情報共有サイトに掲載されているので、モバイル端末等にダウンロードのうえ持参するよう依頼。